

国際観光旅客税納税地特例不適用届出書の記載要領

- 1 この届出書は、国際観光旅客税法施行令第6条第4項で規定する国外事業者が納税地の特例承認を受ける必要がなくなった場合に提出するものです。

なお、提出した場合には、その提出があった日の属する月の翌月以後における納税地は、出入国港の所在地となります。

- 2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「住所又は居所」欄には、国外事業者の住所又は居所を記載してください。
- (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、国外事業者の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
- (3) 「納税管理人」欄には、納税管理人が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
- (4) 「納税地として承認を受けている場所」欄には、承認を受けている場所の所在地を所轄する税関官署の所在地及び名称を記載してください。
- (5) 「承認年月日及び承認番号」欄には、承認を受けた年月日及び承認番号について記載してください。
- (6) 「不適用年月日」欄には、提出する日の属する月の翌月初日を記載してください。例えば平成31年4月に提出した場合には、平成31年5月1日となります。
- (7) 「納税地特例の適用を受ける必要がなくなった理由」欄には、納税地特例の適用を受ける必要がなくなった理由について記載してください。
- (8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。